

お知らせ

記者発表資料 令和6年5月29日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、島根県政記者会、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

全国初！オンラインシステムで河川法申請手続き

～インフラDXの取組（行政手続き等の迅速化）の一環として
国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）を導入～

インフラDX推進の一環として、全国に先駆け令和6年5月31日（金）から、中国地方整備局管内の出雲河川事務所、三次河川国道事務所、太田川河川事務所の3事務所で、河川法の一部の手続きについて、国土交通省が所管する行政手続きのオンライン化・デジタル化を目的としたシステム（国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT））を導入し、事務所に行くことなく申請等の手続きが可能となります。

【eMLITポータルウェブサイト】 <https://emlit-portal.mlit.go.jp/>

■対象となる手続き

河川法第23条（流水の占用の許可）、第24条（土地の占用の許可）、第25条（土石等の採取の許可）、第26条（工作物の新築等の許可）、第27条（土地の掘削等の許可）、第55条（河川保全区域における行為の制限）、第24条+第26条に関する申請等の手続き

■対象事務所

出雲河川事務所、三次河川国道事務所、太田川河川事務所

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 河川部 水政課 082-221-9231（代表）

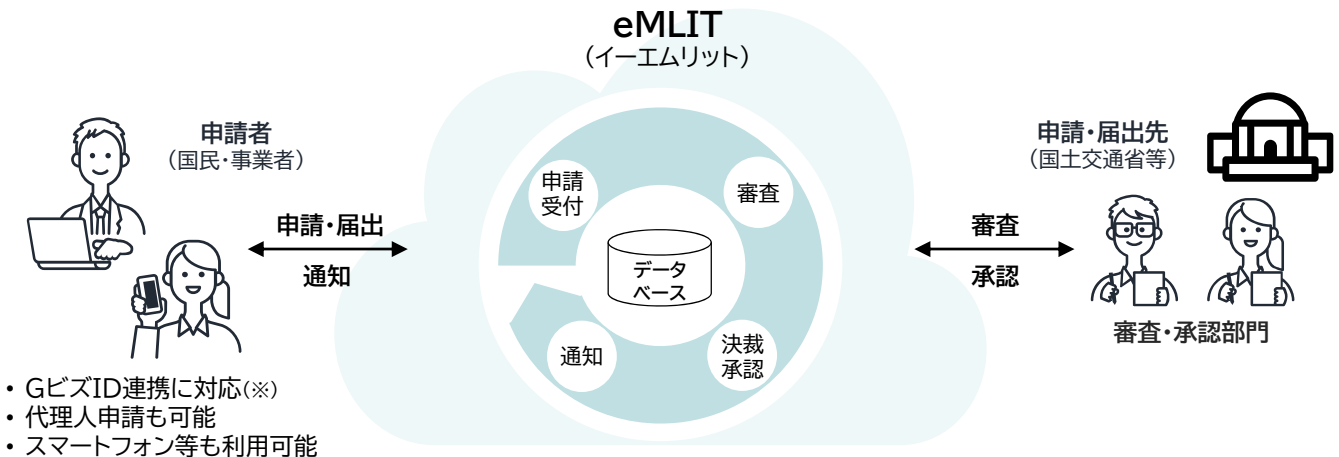
【担当】

水政課長 平川貴士（内線3551）

水政課長補佐 上原健（内線3556）

1. eMLIT(国土交通省 手続業務一貫処理システム)とは

国土交通省所管法令等に基づく申請・届出等をオンラインで行う電子申請システムです。



※デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け共通認証システム(GビズID)で払い出されるアカウントでeMLITが利用できます。ただし、GビズIDアカウント種類によって利用できない手続きがあります。GビズIDについて(詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

2. eMLITをご利用いただくメリット

1

場所や時間を選ばずに申請を行うことが可能



- 窓口に出向くことなく、自宅や職場のパソコンやスマートフォン等から申請ができます。
- eMLIT内で管理する代理人認証コードを使った、代理申請に対応しています。

2

紙の管理が不要に、入力作業を簡単に



- eMLITに申請情報が蓄積されることから、申請書類の紙での管理が不要になります。
- 過去に提出した申請情報を利用することで、申請書への入力作業が簡単になります。
- マップ機能を利用することで、地図から住所検索を行うことができます。

3

審査状況の確認や問合せがシステムから可能となり負担軽減に



- 審査状況の確認や審査に関する問合せをシステムから行うことができます。
- 申請時や問合せ時に添付する書類等の電子データをシステムを通して授受できます。